

後援申請の取り扱いについて

いわゆる「名義後援（事業資金的サポートを要さず、社会的理念や公共性が確保されているという前提に則り名義上後援をする）」のような案件の場合はその審議・決裁が円滑であればあるほど会員が主体的に関わる事業や関係団体からの要請への対応に円滑さを生み、ひいては商工会議所青年部の間接的なる社会貢献参加や信用度向上にも繋がると考えております。

月一回の役員会に審議されるペースですと対応できない事案も発生し、関係団体等への期待に添えない場合もあるため、平成21年度においては、下記の手続きにおいて審議の簡素化を図ります。

【名義後援に関する手続きについて】

- ①、関係団体等から申請を受けた会員は、青年部事務局に申請書を提出。
 - ②、プロジェクト企画審査特別委員会により決裁手続き。
 - ③、商工会議所本体での問題が無いか、青年部事務局経由再確認。
 - ④、③で問題が無ければ承認とし、役員会への報告及び会員に告知する。
 - ⑤、異議や注釈が生じた場合、却下又は役員会で再審査を行ない決裁する。
- ※いかなる申請の決裁においては、必ず青年部会長の判断を要するものとする。

【名義後援承認の要件】

- ①、営利又は商業宣伝を主な目的としないもの。
- ②、公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの。
- ③、特定の思想若しくは信条の普及又は政治的活動を目的としていないもの。
- ④、①～③を絶対事項とし、青年部の会員に係る活動又は青年部と交流がある団体の活動、公共性のある事業、長岡商工会議所として後援を行っている事業のいずれかに該当すること。

【名義後援の前提】

- ①、事業、団体そのものの活動に後援するのみとし、いわゆる資金的な協賛やこれに類する援助は発生しない。
- ②、事業の責任は主催者に帰するものとし、青年部は一切関知しないこと。
- ③、事業そのものの有料・無料に関わらず、会員向けの告知サポート（メール F A X 等一括てきなもの）は行うが、有料企画時の券売買等には会として一切の義務をもたないこと。

以上